



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	当事者にとっての性交「同意」とは：性暴力被害当事者の視点から望まない性交が発生するプロセスをとらえる
Author(s)	齋藤, 梓; 大竹, 裕子
Citation	年報 公共政策学, 13, 185-205
Issue Date	2019
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/74441
Type	departmental bulletin paper
File Information	13-12_Ronbun_Saito.pdf



当事者にとっての性交「同意」とは —性暴力被害当事者の視点から望まない性交が 発生するプロセスをとらえる—

齋藤 梓*

大竹裕子**

1. 問題

性暴力はうつ病やアルコール依存症、自傷行為、自殺企図のリスクを2.5倍前後まで高める精神疾患の極めて重要なリスク要因であり（WHO, 2013: Devries et al., 2014）、精神保健課題として近年、注目が高まっている。日本においても、性暴力被害をもたらす深刻な精神的影響が指摘されている。警察庁（2018）の調査では、無理やりの性交等をされた被害者の20.6%が、うつや不安のスクリーニング尺度であるK6の点数において重症精神障害の診断に該当すると推定される13点以上を示した。また、レイプ被害者の23.7%、レイプ未遂被害者の15.3%がPTSDハイリスク群に該当するという報告もある（安藤ら, 2000）。こうした調査結果を受け、日本の精神保健領域では、性暴力被害者への適切な精神的支援の構築が喫緊の課題となっている。このような深刻な影響をもたらす性暴力に関し、低減に効果のある施策の一つとして、WHO（2010）は法整備を挙げており、各国で性暴力を取り締まる法整備が進んでいる。日本では、2017年、性犯罪に関する刑法が改正された。しかし、この刑法改正に関し、当事者や支援者、医療や法律の専門家のあいだで見解の相違があり、大きな問題となっている。本研究は、性暴力被害当事者（以下当事者）にインタビューを行い、当事者の視点に基づいた実証データを示すことで、この見解の相違について解決の一助となることを目指し開始された。

1.1 日本における性暴力に関わる刑法の問題

WHO（2002）は性暴力を「不同意性交に加えて、当事者の望まない性的言動及びこれらの未遂も含み、被害状況や加害者との関係性いかんに関わらない」と定義している。現在では、イギリス（2003）、ドイツ（2017）等、国際的に様々な国で不同意

* 目白大学人間学部心理カウンセリング学科 メールアドレス：a.saito@mejiro.ac.jp

** School of Anthropology and Museum Ethnography, University of Oxford
日本学術振興会海外特別研究員
メールアドレス：yuko.otake@anthro.ox.ac.uk

性交が性暴力の法的規定の基本的な構成要件となっている。一方、日本では、不同意性交ではなく暴行または脅迫の有無を基準に性暴力を法的に規定している。2017年に性犯罪に関わる刑法が改正されたが、当事者が13歳以上の場合には、「当事者の抵抗を抑圧する程度の暴行または脅迫を伴うこと」という条件、いわゆる「暴行脅迫要件」は残った。

「暴行脅迫要件」をめぐるのは、2017年の刑法改正に関わる議論の以前から、撤廃あるいは緩和するべきであるという当事者や医療関係者・刑法学者と、撤廃あるいは緩和に反対する刑法学者らのあいだで議論が行われてきた（法務省，2015）。当事者団体や支援者団体、性暴力被害に精通した刑法学者は、暴行脅迫要件を撤廃し、同意の有無を問うべきであると主張している（島岡，2017；ヒューマンライツナウ，2017）。その主な理由として、暴行脅迫要件があることで、当事者が恐怖などを理由に抵抗を示さなかった場合に起訴に至らない事案があるとし、性暴力被害を正当に司法の場で裁くためには、同意の有無を問うべきであると述べている。あるいは、暴行脅迫要件を撤廃することが難しいのならば、不同意性交を類型化する要件として、不意打ち、偽計、威力、薬物の使用、当事者の知的障害などを要件化すべきであるという意見もある（法務省，2015）。

しかし、刑法改正の会議において、刑法学者からは「不同意性交は当事者の主観であるため、立証することが難しい」「暴行脅迫がなければ、それが犯罪であったという証拠になるものがない」といった反対意見が述べられた（法務省，2015）。また司法機関は、出来事の前後の状況を検討した上で「暴行脅迫のないレイプ」も適切に判断することができている、と主張した。結果、2017年の刑法改正では、「暴行脅迫要件」は改正に至らなかった。この結果に対し、当事者とその支援者らは被害の現状が適切に反映されていないとしてさらなる改正を求めている。

「暴行脅迫のないレイプ」を適切に判断することが出来ているという司法判断と、性暴力であるのに起訴に至らない事案があると主張する当事者や支援者の体験する実情のあいだには、明らかに深刻な乖離が存在している。この乖離は、司法の世界だけではなく、社会でも生じている。2018年にはアメリカに端を発した#me too運動が日本でも起き、セクシュアルハラスメントを巡る話題も生じ、性暴力に対する社会の関心が高まりを見せた。一方で、NHKで放映された番組では、「二人きりで車に乗る」「泥酔している」といったことは性行為の同意があったと思われても仕方ないという考え者が多いという社会風潮があることが浮き彫りになり（鈴木ら，2018）、被害者非難のレイプ神話も社会に根強く残っていることが露呈した。

司法判断は社会の意識を反映するものでもある。そして司法判断や社会の認識と当事者や支援者の体験との乖離は、適切な性暴力抑止及び被害後対応政策を策定できないことにつながっており、重大なパブリックヘルス課題といえる。この乖離を埋めるためには、「不同意性交」がどのようなプロセスで発生しているか、あるいは逆に同

意のある性交とはどのようなものかを、当事者たちの体験から明らかにする必要がある。

1.2 性暴力被害の経験

性暴力を含む被害経験を当事者の視点から調べる研究では、女性が暴力被害にあうプロセスやその重要な要因が明らかにされてきた。例えば、Bacchus et al., (2006) は妊娠中の女性がパートナーから暴力を受ける理由として、パートナーがお腹の中の子どもに対し、女性の愛情や時間を割かれることに嫉妬することが一因であると明らかにした。妊娠中にパートナーが嫉妬し普段以上に情緒不安定になることで、情緒的にも現実的にも安全ではない状態に置かれることが分かった。また同じく妊娠中女性に対するパートナー暴力の要因として、Deuba et al., (2016) は、女性がパートナーの性的要求を受け入れなかったり、パートナーがアルコール問題を抱えていたりするときに、暴力が発生する可能性が高まることを明らかにした。さらに、女性に経済的に自立する力がなく、生計をパートナーに依存するしかないために、暴力を振るわれても耐えて関係を継続している状況が存在することが示された。こうした研究によって、男性の子どもへの嫉妬や情緒不安定、アルコール問題、及び男性に対する女性の経済的依存や性交拒否など、身体的・性的暴力を発生させる要因が明らかにされた。しかしこれらは、当事者がそれを暴力被害として認識できることを前提とした研究である。

一方、性暴力に限定すると、当事者が自らに起きた性暴力を暴力被害と認識することができない場合があり、性暴力の被害認識プロセスは必ずしも単純ではない。例えば、警察庁平成29年度犯罪被害類型別調査（2018）では、性暴力当事者が警察に通報をしなかった理由として「警察に相談して良い被害かどうか分からなかった」という回答が見られた。Edin & Nilsson (2013) は、スウェーデンにおいてパートナーから暴力を受けている女性たちの中に、セックスを暴力的な関係の中での安息地として認識している者がおり、そのような認識が性暴力を助長していることを明らかにした。また、Harned (2005) はアメリカの大学生を対象とした調査において、交際相手との望まない性的経験を性暴力と認識できない女性たちがいることを発見した。特に、不同意を明示できなかった自分が悪いから被害ではないと考える場合や、性交をたいしたことはないことだと過小評価することで自分を守る場合があることが明らかになった。これらの研究は、望まない性交であるにも関わらず性暴力として認識できず、暴力的な性交を当事者が肯定的に捉えてしまう場合すらあることを示している。

先行研究はパートナーを対象とした性交に限っているが、人が性暴力被害にあり、それを性暴力として認識するプロセスが複雑なものであることの一端を示唆している。性暴力被害は女性を対象とした研究が多く、女性たちはしばしば、望まない性交を性暴力と認識できないことが明らかにされている。しかし、なぜ認識できないのか、その理由は未だ不明瞭である。従って、本研究では、望まない性交において女性たちが

それを暴力として認識できない理由も検討し、不同意性交の発生プロセス及び被害認識の形成に関する理論的發展に貢献する。なお、性暴力被害はジェンダーに関わらず発生するが、ジェンダーによって上記プロセスに差がある可能性が考えられるため、本研究では対象を女性に限定し、調査を実施する。

2. 目的

本研究は、性暴力の発生プロセス及び被害の認識に関する学術的理論の発展への貢献、および性暴力抑止・被害後対応政策に寄与することを目指し、以下の2点を明らかにすることを目的とする。

1. 女性たちの視点から見て不同意性交がどのようなプロセスで発生するかを探索し、なぜ女性たちがそれを性暴力として認識できないのかを検討する。
2. 女性たちにとって同意のある性交とはどのようなものを明らかにすることで、女性たちの視点からみた同意と不同意の違いを検討する。

3. 方法

当事者女性にとっての「不同意性交」の認識と経験を調べるため、インタビュー(In-depth interview)とウェブサイト上での体験談収集を含む質的調査を、2018年5月から8月に行った。社会構成版グラウンデッド・セオリー構築法(Chamaz, 2014)に従い、データ収集から分析、執筆に至る一連の調査サイクルを実施した。データ収集では、日常語表現である「望まない性交」という言葉を使用した。体験談は「望まない性交」経験のバリエーションを広く集めることを目的とし、インタビューは女性たちの語りをもとに「望まない性交」の経験について深く理解することを目的として行った。

3.1 研究参加者及びサンプリング方法

本研究では、「望まない性交」を経験した女性に協力を求めた。研究参加者は20代以上の者とし、インタビューの精神的負荷を鑑み、過去3カ月以内にパートナー間暴力、性暴力、ストーカーの被害に遭遇した者、過去3カ月以内に自殺企図があった者は除外した。

できる限り幅広く協力者を募集するため、支援機関および当事者団体を通じたリクルート、調査研究用ウェブサイトを通じたリクルート、研究協力者の友人・知人を通じたリクルートの3通りのリクルート方法を用いた。インタビューを実施する際には、インタビュー協力者に、本研究の概要および研究倫理を説明し、同意が得られた場合のみインタビューを実施した。ウェブサイトは、性暴力被害当事者団体のブログや、性暴力被害に関するイベントで広報を行い、広く研究参加を募った。ウェブサイトでは、同意が得られた場合に体験談の自由な記述を求め、さらにその中でインタビュー

に同意する者に対してインタビューを実施した。

2018年5月1日から2018年7月31日までのあいだに全部で30名（22歳から66歳）の女性が本研究に参加した（表1）。そのうち、インタビューで語りを提供した者は16名、体験談のみを提供した者は14名であった。参加者のうち、2名は加害者の異なる複数回の被害に遭遇しており、性暴力被害の件数は35件であった。被害時の年齢及び加害者の属性は表1に示した。

表1. 研究協力者および被害件数

	人数/件数
研究協力者	30名
20-29歳	7名
30-39歳	14名
40-49歳	9名
50歳以上	2名
報告された性暴力被害件数	35件
18歳以前の被害	17件
13歳以前の被害	9件
加害者との関係	
見知らぬ人	6件
顔見知り	
親あるいは親族	6件
パートナー	4件
その他（教師や上司、友人等）	17件
不明	1件
不同意性交の型（複数該当）	
奇襲	5件
飲酒・薬物使用	8件
児童期の性虐待	7件
パートナー・レイプ	5件
エントラップメント	16件

3.2 データ収集及び分析

インタビューに同意した参加者には、それぞれ2時間程度のインタビューを実施し、終わらなかった場合は複数回に分けて実施した。「望まない性交の体験について、そのいきさつや状況、相手が何を言ったか、それに対してあなたはどうか反応したかなど、覚えている限り、できるだけ詳しくお話してください」という質問を契機として、望まない性交の体験が発生したプロセスを尋ねた。また、望ましい性交の経験についても尋ねた。なお、インタビューを担当する者は、インタビュー実施前に、女性に対する暴力への医療対応に関するWHOガイドライン（2013;2014）に準じた性暴力や二次被害、二次受傷の理解、性暴力被害当事者への適切な態度や声掛けなどの注意点、及び傾聴に関するトレーニングを計5日間受けた。体験談については、望まない性交

あるいは性的体験について、自身が書きたいように書くよう教示をした。インタビューと異なり、研究者の目の届かないところで体験について記すため、書き手が自分の状態をコントロールできる範囲での記載を求めることとした。

インタビューデータはすべて逐語録に起こし、グラウンデッド・セオリーのテーマ分析法とナラティブ分析法を組み合わせたナラティブ・エスノグラフィ法（Otake, 2017, 2019）に準じて分析した。具体的には、まず、個々のデータの中で、望まない性交および望まない性交に至るプロセスについて語っている個所、被害認識形成について語っている個所を切り出した。そしてそれぞれについて、その内容を表すコードを付けていき、複数のデータのコードを比較して、共通した主題を明らかにしていった。

3.3 性暴力被害当事者団体との連携および研究倫理

本研究は性暴力被害当事者団体に所属する当事者と連携し行われた。研究計画の段階で当事者の問題意識を聞き取り、また実施に際しては二次被害を与えない倫理的なインタビュー方法についてアドバイスを受けた。当事者との連携は、当事者の声を調査結果に適切に反映するために重要である。しかし同時に、調査結果が固定の当事者団体にのみ影響を受け偏ることのないよう、本研究ではウェブサイト等を通じて調査対象を一般に広げ、できる限り多様な立場の当事者が調査に参加するようにした。

なお、本研究は、目白大学の人及び動物を対象とする研究に係る倫理委員会の倫理審査の承認を得て実施された。

4. 結果

4.1 性暴力発生プロセスの共通テーマ

データを分析した結果、性暴力が発生するプロセスの共通テーマとして「奇襲」「飲酒・薬物使用」「児童期の性虐待」「パートナー・レイプ」「エントラップメント」が見いだされた。これらのテーマが見いだされた経緯および定義は以下の通りである。

まず、被害の状況として、「奇襲」「飲酒・薬物使用」「エントラップメント」が存在していた。「奇襲」は、道を歩いていて突然、あるいは目が覚めたら既に、というように、突然襲われ性暴力被害に遭ったという状況である。「飲酒・薬物使用」は、性交以前にお酒を飲んでいたり、薬物を使用されているなどした状況である。「エントラップメント」は、徐々に逃げ道をふさがれていき、明確な暴力がなくとも逃げられない状態に追い込まれて被害に遭う状況である。そして、これら3つの被害状況の他に不同意性交が生じる場合に特徴的だったものとして、「児童期の性虐待」と「パートナー・レイプ」のテーマが存在した。「児童期の性虐待」は、親族や知人から、幼い時に継続的に被害にあうという状況である。「パートナー・レイプ」は、恋人間や夫婦間などで存在するレイプである。

これらは完全に分かれているものではなく、「飲酒・薬物使用」の飲酒に至る過程に「エントラップメント」が見られる、「児童期の性虐待」に「エントラップメント」や「奇襲」がみられるなど、互いに重なり合いつつ同時に起こっている。表1に、該当例の内訳を記載した。以下、それぞれの説明および代表的な語りについて記し、その後、不同意性交の最も典型的なテーマであった「エントラップメント」について詳述する。

4.1.1 「奇襲」型

第一に、日本の司法手続きにおいても性暴力として認識されやすいテーマである「奇襲」について説明する。「奇襲」の加害者は、多くの場合、見知らぬ男性であり、睡眠中など、当事者に意識がない状態で発生していた。女性の視点からみると、屋内の個室で目が覚めたら突然、加害者が自分をレイプしていることに気付くような経験であった。例えば、ある女性は大学生の頃に一人暮らしをしていたところ見知らぬ男性から部屋に侵入されレイプされた経験についてこう語った。

クーラーがない部屋で、窓を開けて、その状態で勉強してて寝ちゃったんです。それで起きたら、なんかお腹が重くて、ここに（おなかに）男の人が座ってて、（私は）あおむけにこうやって寝てて。（男の人に）「おい、起きろ！」って言われて起きたら…男の人がお腹に座ってて…その犯人が持ってきたガムテープを手足にされて、口もふさがれちゃって、そのままレイプされた…んです。（36歳，インタビュー）

一方、当事者に意識のある状態で突然襲われる場合もある。その典型的な例は、路上でナイフなどの武器で脅されレイプされる場合である。例えば以下のような語りが見られた。

犬の散歩中に声をかけられ、尋ねられた場所に案内をしたところ、背後から口を押さえられてナイフで脅された。後頭部も殴られ、怖くてフリーズした。行為の最中はよく覚えていない（40歳，女性，インタビュー）

「奇襲」はこのように、主に見知らぬ男性から、睡眠中に屋内で、または道を歩いていて凶器で脅され、突然襲われる経験である。こうした被害は本人にとって同意がないことが明白であり、非がないことも明らかであるため、当事者は性暴力として認識しやすい。第三者から見ても、同意をめぐる当事者の認識と社会の認識に乖離は生じづらい。しかし、「奇襲」は社会的には最もよく認知されているレイプであるが、実際にこれを報告した女性は本研究では少数であった。

4.1.2 「飲酒・薬物使用」を伴う型

「奇襲」は同意がないことが明らかなレイプであり、被害として認められやすい。しかし、当事者女性にとっては同意がないことが明白であっても、被害という認識が持ちづらい被害もある。その代表的なものが、「飲酒・薬物使用」である。「飲酒・薬物使用」を伴う被害では、加害者が、飲酒によって酩酊した機会に乗じて、あるいは薬物を使用して相手を酩酊状態にさせ、性交におよぶ。例えば、ある女性は大学生の頃にサークルの飲み会で、元彼からお酒を飲ませられた上、酩酊したところで望まない性交をされた経験を語った。

そのサークルの文化が、割とこう、お酒をすごく飲む文化だったので、まあ勧められたら飲まない根性がないというか、そのノリで。それで、その相手の彼がすごい飲ませてきて、何となく周りの目があるから、これ飲まないとか何か雰囲気悪くなるなと思って飲んでたら…。何か、うーん、夜、何か2人で歩いていたのは覚えてるんだけど、そっから先はちょっとあんまりよく覚えてなくて。朝起きたら、あ、やばい（性交していた）みたいな感じだったと思います。（38歳、インタビュー）

上記の女性は、この出来事の後、大事にしたいくないという思いと、飲酒をした自分を責める思いから警察への届出はしなかった。しかしその後、死にたい気持ちになるほど落ち込み、交際していたパートナーとも別れるなど、様々な影響を経験した。その時の状況について、彼女は以下のように語った

そのことが原因で、その当時付き合ってた彼とも結局別れることになり、うん。〔…〕何かすごい死にたいなとかって思ってたような気がする。

「飲酒・薬物使用」では、しばしば、当事者と加害者がもともと顔見知りであったり、飲酒のために性交時の記憶があいまいであったり、飲酒したことについて自分を責める気持ちが湧いたりする。こうした理由のために、当事者は、不同意ではあっても、それを被害だとは認識しづらい傾向がみられた。

4.1.3 児童期の性虐待

飲酒・薬物を用いた性暴力は、顔見知りによる性暴力の代表的なテーマのひとつであった。顔見知りによる性暴力としては、「児童期の性虐待」も見られた。「児童期の性虐待」の経験では、兄、実父、養父（母親の恋人）、あるいは近所の人などを加害者として、日常生活の中で性暴力が発生していた。例えば、ある女性は、小学生の頃に兄から性的虐待を受けていた経験について、ウェブ上に次のように記述した。

小学生の頃から兄に就寝中に部屋に入ってこられて陰部を触られたり舐められたりしていた。目が覚めると虐待されていて混乱した。翌日以降、あれは何だったのかと聞くと「お前に霊がとりついた」「除霊のために陰部をビデオで撮らせろ」などと言われ、小学生の私でもおかしいことを言っているのが解ったので断った。その後も何度も、何年間も繰り返して寝ている間に虐待を繰り返され、そのたびに抗議した。(38歳，女性，体験談)

このように「児童期の性虐待」では、被害が日常と化してしまい、抗議をしても聞き入れられない、あるいは抵抗することができず、何年にもわたって被害が続く場合も多く見られた。当事者は子どもであるのに対し、加害者は同じ家の中に住む養育者や年上の存在、あるいは同じコミュニティに住む大人である。そのために、たとえ暴行脅迫がなくても逃げるできないまま被害が継続していた。

日本では、2017年の改正以前まで、性虐待を特別に取り締まる刑法は存在していなかった。そのため13歳以上では、性虐待であっても暴行脅迫を伴わなければ刑法上の犯罪とみなされなかった。2017年の改正で、監護者による性虐待は被害児の生活を支配する影響力をもった犯罪として法的に認められた。しかし、加害者が監護者以外（e.g. 兄、叔父などの親戚、近所の大人、教師）である場合については、未だ、暴行脅迫がなければ性犯罪とみなされない。しかし実際には、14 - 15歳であっても、精神的な支配を受けたり、上下関係や周囲の環境によって逃げ場を失ったりすることで、暴行脅迫なく繰り返し被害を受ける場合がある。近所に住む成人男性から長期にわたり児童期性虐待を受けていたある女性は、恋愛感情がないのに逃れられなくなる被害プロセスについてこう語っている：

私が（性交を）強く拒否すると彼は暴力的になったり自殺をほのめかしたりしました。そのせいか、だんだんと自分は性的な行為さえしていれば彼は満足なのだと思うようになり、彼の要求に無抵抗になり、性的な行為以外の時もずっと解離したような状態が続きました。(22歳，女性，体験談)

「児童期の性虐待」が特に複雑なのは、当事者が子どもであるために被害認識を極めて持ちづらいことである。被害の開始年齢が低い場合には、何が起きているのか分からないという状態から始まる場合もある。

もう本当に分からなくて。で、なんでこういうことをされてるのが分からなかったです。その、その舌が入ってて。で、胸とかも下も触られて。分からない、分からないで。なんかとにかく分からなかったです (33歳，女性，インタビュー)

風呂のぞかれて、体を拭かせてほしいって懇願されて。[…] 拭いた後か拭く前か、床に結局横にならされて、体を触られる。「このことは他の人に言ったら駄目だよ」みたいなことを言われて、そのくらいだと（被害が分からず）言いつらい、周りに（30歳，女性，インタビュー）

このように、それが性的な行為であると理解できないまま被害が継続していた。

4.1.4 「パートナー・レイプ」型

「児童期の性虐待」と同様に、家庭内または親密な関係において起こる性暴力として、パートナーからの性暴力も語られた。パートナーからの性暴力は、関係性の中で被害が繰り返し発生し、長期化しやすい特徴がある。その背景として、親密な関係性における経済的、精神的、身体的な支配・コントロールが存在する。パートナーからの性暴力を受けていた女性は自らの被害体験についてこう語っている：

DVを受け、軟禁されていました。相手に支配されていたので、性的なことで気をひくしか私はそこで暮らしていけませんでした。しかし、そういった私が自分を差し出すような行為自体も相手は嘲笑い、拒絶することで私を痛めつけました。（40歳，女性，体験談）

親密なパートナーからのレイプは、身体的暴力など他の形態の暴力と並行して発生することが多い。しかし、身体的暴力は認識されやすいが、性暴力は当事者自身もそれが被害だと認識しづらい様子が見られた。なお、上記の女性の加害者は女性であり、加害者の性別にかかわらず同じプロセスが発生する可能性も示唆された。

4.1.5 エントラップメント型：最も典型的な性暴力プロセスのテーマ

前セクションでは性暴力が発生するプロセスの様々なテーマについて説明した。これまであげた性暴力被害経験のテーマに共通する最も典型的なテーマとして、「エントラップメント」型が見られた。「エントラップメント」のプロセスを示す代表的な例として、ある36歳の女性は20代前半の頃にあった被害について以下のように語った。彼女は路上でアンケートに答えてくださいと声を掛けられ、答えているうちに性的体験の強要に追い込まれた。

年齢はやっぱり向こうが上なので（そもそも断りづらい）。[…]（最初は相手が）ぺこぺこしてる感じだったんだけど。[…] こっちがどこどこ大学とか個人情報を出し始めると、[…] 先生みたいな感じで上から話して来るようになって、それが固定したところで、パッと連れ込むっていうことでした。[…]

たぶん、「彼氏いるの」って聞かれたりとか、答えづらいことを聞かれて、こっちが口ごもってるって、うつむいてる—— […] で、口ごもったところで（暗い路地裏に連れ込んでレイプする）っていう感じでした。（36歳，女性，インタビュー）

上記の例では、アンケートに回答を求めるという会話から始まり、当事者の個人情報を引き出して力関係の上下を作り出し、権威的な話し方で追い込んでいき、当事者が答えられない質問で弱ったところで暗い路地裏に連れこんでいる。まさに、当事者を罠にかけて追い込む形である。

この例が示すように、エントラップメントは特殊な状況で起こるのではなく、加害者が見知った人であっても見知らぬ人であっても、日常生活における普通の会話から被害が始まる。その日常会話の中で、ある加害者たちは、当事者に対して自分の価値を高めて権威づけようとする。例えば、先述の当事者の体験では、加害者が当事者の出身大学が有名大学であることを確認した上で

「僕はマスコミ関係だから、（知り合いに）その大学の子いっぱいいるよ。君の大学のサークルでも教えてるしね。（有名な）サークルとかで（教えてるんだ）、僕。」とか言ってきて（36歳，インタビュー）

と自分が彼女の大学で力があるように示していた。また別の加害者たちは、当事者を脅し貶める言葉を使って弱体化させるなどし、力関係の上下を作り出していていた。例えば、しつこく車に乗るように言い、当事者が車に乗ったところで「タダで送ってもらおうなんてムシが良すぎる」と述べた加害者もいた（36歳，体験談）。当事者は会話を続ける中で、気づかぬうちに力関係に巻き込まれ、加害者に逆らうことができない状態に追い込まれる。そして加害者は、力関係の上下がはっきりし始めたところで、当事者を暗い所や車の中などの死角に連れこむ、また追い込み、物理的に逃げ道をふさいでいく。逃げ道を遮断したところで、日常会話の中に突然「彼氏いるの？（36歳，インタビュー）」といったプライベートな領域の答えづらい問いや、「セックスさせろ（36歳，体験談）」といった性的な要求を挟み込む。そして当事者が驚き、戸惑っているあいだに、弱みに付け込む形で性交を強要する。当事者は明確に拒否をしておらず、さらに加害者から貶められて出来事の責任が当事者にあるかのような物言いをされているため、これが性暴力であると認識しにくい様子が見られた。

特に、相手が見知った人の場合には、加害者がもともと当事者よりも地位が高い場合が見られた。この場合、すでに力関係の上下があり、加害者は当事者の雇用や評価などの弱みを握っており、当事者を追い込んでいくエントラップメントのプロセスが容易に発生していた。時に、当事者の弱みは、当事者が加害者に向ける好意であるこ

ともあった。当事者が、性交への同意はしていないが、上司として信頼している、尊敬している、あるいはほのかに恋心を抱いている状態である場合、加害者はその行為を利用する形で逃げ道をふさいでいた。加害者が見知った人であり、すでに関係性があり、さらにその関係性がこれから先も続いていくことが分かっている場合、人間関係で波風を立てるべきではないという社会規範により、当事者は加害者に強く出ることはできない。例えば、28歳の女性は、当時、新入社員として尊敬していた上司からレイプ未遂を受けた経験について以下のように語った。

（職員との旅行で、上司が飲酒した状態で彼女と同室だった女性と共に部屋に押し掛けてきた）でも嫌、嫌だったんですけどその時点でその、自分はまだ眠いし、寝る準備も整えているし。〔…〕上司とはいえ男性が入ってくるっていうことも、不快ですし〔…〕職場の先輩（女性）と上司（男性）ということもあって、ちょっと断れないなって。〔…〕普通に世間話みたいなことをしてるんですけど、そのうち何か様子がおかしくなってきた。その男がその女性にキスしたりとか。〔…〕で、その男の興味が何か私の方に移ったんですよ〔…〕本気でレイプしてくるだろうみたいなふうには、ちょっと信じられなかったんですよ。〔…〕服を脱ぐ、何かずらされて、脱がされて、胸とか性器を触られたあたりで、あ、これは本気なんだわ、こいつって。もうその時点で動けないですし、何か押さえつけられて、その時あたりでようやく、真剣に怖くなったのはそのタイミング。（28歳、女性、インタビュー）

この場合、加害者が上司であるためにすでに力関係の上下はあり、普通に会話をしている最中に他の女性と性行為を始める、つまり性的な話題を突然さしはさみ、当事者が戸惑っているところで行為に及んでいた。彼女は、そもそも加害者が部屋に入ってくることにについては、上司であるため断れなかった。そして加害者が彼女に抱きついてきたときに「その、本気で何かね、変なことをするだろうと思ってなかったんですよ、うん。あの、信頼してる上司でもありましたから」と思ったと述べた。当事者は力関係の上下のある上司だからこそ部屋への侵入を断れず、信頼していたからこそ途中で抵抗できず、気が付いたときには逃げ道をふさがれていた。こうした場合、当事者は明確な拒否をしておらず、加害者からの暴行脅迫も伴っていないため、刑事事件とすることは困難になる。そして当事者自身は、自分が拒否を示していないために性暴力であるという認識が生じにくい。

しかし、この事例の女性はこのレイプ未遂事件により深く悩むようになり、やがて不眠と鬱状態に陥り、精神科に通い始めたと報告した。このように、性暴力であるという認識が生じにくい状況で精神的後遺症が起きる現象は、他の類似の事例でもみられた。もともと尊敬していた、上下関係があったなどの理由で、明確な拒否の意思を

示せない場合があるが、心の中では同意していない性交に応じることは女性たちにとって苦痛であり、精神保健上の悪影響を与えることも示唆された。

4.2 同意のある性交

ここまで、不同意性交の発生するプロセスを検討してきた。本節では、同意のある性交がどのようなプロセスで発生するかを検討する。不同意性交の経験とは対照的に、協力者たちは、同意のある性交では、性交以前に日常生活の中でパートナーとお互いを尊重しあう対等なコミュニケーションがあることを語った。

たとえば、38歳の女性は夫との対等なコミュニケーションが同意性交につながることにについて、次のように語っている。彼女は、望まない性交を強要された経験の後に、男性は皆女性を性的対象としてしか見ていないと男性不信になっていたが、夫と出会って変わったという。

何か今の旦那さんと出会ったときは、[…] 性行為とか、そういう性欲ではない部分で、こんなに尊敬してもらえるんだなっていうか、大事にしてくれるんだなってことで、うん、あの、気付いたというか、人間、同じ人間なんだなっていうことが、うん、分かった。全ての日常的な仕草で、[…] こう何ていうのかな、従わなきゃいけないとか、従わせなきゃいけないみたいな、主従関係っていうか、そういうことがないっていうか。嫌なときは嫌って言うていいっていうのが。日常的な、例えば、メニューを選ぶときとか、どこに行きたいっていうこととかも含めて（こちらの意向を聞いてくれる）。よく考えたら、（それが、性生活も含め）全てのことに影響するんだろうなって思う。（38歳、女性、インタビュー）

上記の例では、女性を人として大切にする男性がいることに驚き、夫を信頼することで男性への不信感が克服されていった。また、日常的に夫が彼女の意向を尋ねることで、男女間には上下関係がないことを理解するようになり、性交の際にも拒否を伝えることが可能になっていた。この、男性が歩み寄って女性の認識を変化させることは他のインタビューでも見られた。見知らぬ人からレイプ被害にあった31歳の女性は、被害後、恐怖を感じるために性的な行為ができなくなっていた。しかし被害後に出会った恋人との間であった出来事を以下のように語った。

（パートナーと）性的関係を結べないことが、なんかちょっと嫌だったんです。だから、そういう彼女らしくない彼女なのが（性交しないパートナーはパートナーとしての役割を果たしていないように思えて）私は嫌だって言ったんですけど、[…]（相手は）私に嫌だなって思われる（無理に性交を無理強いして私

が相手を嫌うこと) のが嫌なのであって、それ(性交を無理強いしないこと) は僕の権利だみたいな話をされて、[...] どちらにも(性交を) 拒否する権利はあるみたいな話じゃないですか。だから、そのとおりだなと思って(31歳, 女性, インタビュー)

この女性は、性行為に対する恐怖のために恋人との性行為ができない自分を彼女らしくないと思っていた。しかしその彼女に対し、恋人は、嫌だと思っていることはしなくてよい、拒否権はお互いにある、ということを伝えた。やはり、男性が歩み寄り、お互いに意思を伝えてそれを尊重しあう権利があるということを当事者に明言している。これらの語りは、真の同意のある性交とは、日常生活の中で対等に尊重し合う関係が既に作られているという条件下において起こりうるものであることを示唆している。このことは、不同意性交が、男女間及び加害者—当事者間の上下関係をつくり上げることにより生じることと対照的である。つまり、パートナーが、日々の生活において女性の意思を尊重し、女性がその関係性において自分は尊重されていると認識できていることが極めて重要であった。

5. 考察

本研究は、不同意性交がどのような社会的プロセスでおこっているのかを女性たちの経験に基づいて明らかにし、なぜ女性たちが自分たちの経験を性暴力として認識できないのかという理由を検討した。分析の結果、不同意性交の発生プロセスとして、奇襲型、飲酒・薬物使用を伴う型、児童期の性虐待、パートナー型、エントラップメント型が見られた。特に、エントラップメント型は暴行脅迫を伴わない不同意性交の典型的なプロセスであった。日常的な関係の中で、加害者は上下関係を作り出し、あるいはもともと存在していた上下関係を利用する。そして当事者はその力関係の圧力によって、逃げられない、抵抗できない状況に陥れられ・追い込まれるという形で不同意性交が発生していた。さらに我々は、女性たちの同意性交の経験も探索し、被害を受けたことのある女性たちにとって真の同意のある性交とは、日常生活の中で対等に尊重し、意思を確認し合う関係が既に作られているという条件下において起こりうるものであることを明らかにした。これらの研究結果から、性交に至る以前の関係性が上下関係のない関係性であることが、性交における同意・不同意を左右する重要な要素であることが示唆された。

5.1 「エントラップメント」型：最も典型的な不同意性交の発生プロセス

我々の発見した最も典型的な不同意性交の発生プロセスはエントラップメント型であり、他の被害形態に伴って非常に頻繁に経験されていた。そのプロセスは、以下のようであった(図1)。まず、日常的な関係性や会話の中で、加害者は、自分の権威

を高めるような言動、当事者を貶めるような言動をし、上下関係を作り出す。当事者はその力関係の中で、加害者に逆らうことができない状態に追い込まれる。そして加害者は、当事者の逃げ道を物理的に遮断し、突然性的な要求を挟み込み、当事者の弱みに付け込む形で性交を強要する。もともと知人同士であった場合には、加害者は当事者よりも社会的地位が高くすでに上下関係が存在し、エントラップメント・プロセスは容易に進行する。この、もともと上下関係がある場合に明確に拒否の意思を伝えることがより難しくなる背景には、継続する人間関係では波風を立てるべきではないという社会規範や、女性は従順さを良しとするというジェンダー規範が影響していることも想定される。このように、エントラップメントは社会的な力関係を利用され追い込まれる形で起こる。そのため、たとえ暴行脅迫がなくても、当事者はその性的関係から極めて逃げづらくなるのである。

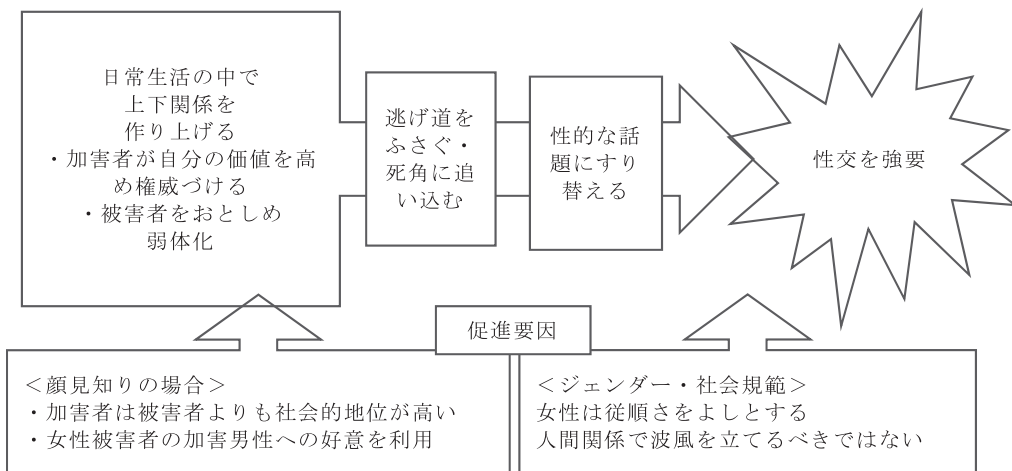


図1. エントラップメント型のプロセス

性暴力場面において当事者が逃げられなくなることを説明する概念としては、当事者の身体が凍り付いたようになる強直性不動状態（tonic immobility）がよく知られている（Suarez, et al., 1979; Marx, et al., 2008; Moler, et al., 2017）。この概念は、もともとは生命に関わる強い恐怖に直面した動物が危険から自身を保護するために、突然に擬死状態になるという生理現象を、人間の性暴力被害にも適用したものである。強直性不動状態は、恐怖が迫った際に、逃げることも戦うこともできない場合に生じる。例えば、「奇襲」型では、その発生はわかりやすい。突然背後から口を押えられナイフで脅された40歳の女性が「怖くてフリーズした」と述べていることを例示したが、強直性不動状態はこのようなフリーズの経験として当事者からしばしば報告される。しかし、この概念は生物学的な側面から当事者の逃れられない理由を説明したものとして有益ではあるものの、必ずしもすべての当事者が強直性不動状態に陥るわけでは

なく、陥らなくても当事者が逃げられなくなる場合もある。結果に示したように、加害者が知人であり、暴行脅迫も存在せず、必ずしも生命に関わる強い恐怖を伴わないが、逃げられなくなる状況もある。「エントラップメント」型はこのような状況がどう発生するのかを説明したものといえる。

また、他にも当事者が逃げられなくなる理由を説明する理論として、Burgess A W & Holmstrom L.L. (1980) の「Blitz rape and confidence rape」がある。この理論では、レイプは二つの種類に分けられる。Blitz rape は、加害者と当事者のあいだに事前の関係性がなく、前触れなく突然生じるレイプである。多くの場合、武器や暴力が使用される。この場合、当事者は恐怖を抱き、レイプであるという自覚を持ちやすく、援助要請も行われやすい。もう一つが confidence rape であり、これは事前に加害者と当事者のあいだに関係性がある、あるいは関係性はなくとも事前に非暴力的な会話があり、加害者は当事者の信頼を利用して、逃げられない状況に追い込み、レイプを行うものである。Blitz rape は我々の「奇襲」型と、突然生じるレイプであるという点で類似しており、confidence rape は「エントラップメント」型と、関係性や日常的な会話から当事者を追い込んでいくという点で類似している。しかし、特に confidence rape は、当事者を逃げられない状況に追い込んだ後に脅迫や暴力を用いてレイプが行われることが特徴であり、多くの当事者は被害中に怒りを感じ、何らかの抵抗を行っている (Silverman et al., 1988)。一方、我々の発見した「エントラップメント」型では、脅迫や暴力を使用せずとも、加害者が、加害者と当事者のあいだに力関係を発生させる、あるいはもともとある力関係を利用する形で、性暴力が発生している。そのため、当事者は抵抗していないばかりか、明確な拒否を示すこともできない。すなわち、Burgess A W & Holmstrom L.L. (1980) らによれば、加害者は信頼を当事者の抵抗を抑圧する脅迫の材料にしているが、「エントラップメント」型では、加害者と当事者の力関係そのものが当事者の抵抗を抑圧するため、加害者は明確に脅迫する必要なくレイプすることが可能になるのである。

「エントラップメント」型では、加害者と当事者の力関係といった性暴力発生プロセスの社会的側面に光を当て、そして強直性不動状態も、暴行脅迫も、信頼を利用した脅迫もいずれもない場合であっても当事者が逃げられなくなることを明らかにした。これは、性暴力被害発生プロセスの理論の発展において重要な点だと考えられる。

5.2 当事者が性暴力と認識できない理由

奇襲型以外の全ての性暴力発生プロセスにおいて、望まない性交を強要された当事者がそれを性暴力被害と認識できない、あるいは認識するまでに時間がかかる様子が見られた。本研究のデータに基づけば、性暴力として認識できない理由には次のような場合があった。まず、最も典型的な不同意性交の被害体験であるエントラップメント型では、加害者とのあいだに関係性があり、加害者の意図に気が付くことができな

い。そして気が付いたときには、逃げるできない状況に追い込まれている。そして関係性のために、相手からの明確な暴行や脅迫がなくとも、強い拒否の意思や強い抵抗を示すことは難しい。従って、望まない性交ではあるものの、それが暴力であるという認識がもてない。

また、「飲酒・薬物使用」を伴う性暴力では、しばしば、飲酒のために性交時、及び性交前後の記憶があいまいであったり、飲酒したことについて自分を責める気持ちが湧いたりし、そのために性暴力として認識することが困難であった。さらに、児童期の性虐待では、当事者が子どもであるために被害認識を極めて持ちづらく、特に被害の開始年齢が低い場合にはそれが性的行為だとは理解できないまま年月が経過してしまう。パートナーからの性暴力は、パートナー間であるがゆえに、被害だとは認識しづらい。すなわち、性虐待では幼いために、飲酒・薬物では意識が不明瞭であるために、パートナー間では交際や婚姻関係があるために、エントラップメントではもともとの関係性や力関係の上下があるために、それが性暴力であるという認識を持ちにくい。

Harned (2005) はアメリカの大学生を対象とした交際相手との望まない性交の経験に関する調査において、望まない性的体験を性暴力と認識できない理由として、当事者が不同意を明示できなかった自分を責めていることを見出した。この場合、女性たちは不同意を明示しなかったから性暴力ではなかったと考えることが示された。本研究では、不同意を明示しなかったことが被害認識から遠ざかる理由の一つではあったが、それだけではなく、そもそも被害状況や年齢、関係性が被害認識を妨げることが示された。当然、性暴力だと認識していたが他者に相談できない、という人もいと推察されるが、そもそも性暴力被害であるという認識がなければ他者に相談することはいっそう難しくなり、この被害認識の問題は、今後さらに精緻に検討が必要な課題であると考えられる。

5.3 同意性交のプロセス

本研究のデータからは、過去に被害を経験した当事者にとって真の同意のある性交では、性交以前の対等な関係性が重要であることが示された（図2）。女性の視点から見た同意のある性交は、性交以前の日常生活の中で、パートナーが女性の意思を尊重しており、女性はその関係性の中で対等でありそして拒否を伝えてもその意思を尊重されると認識できている場合に成立していた。本研究では、すでに望まない性交を体験している女性に、同意のある性交の経験について尋ねているため、当事者は被害にあっていない女性よりも、自分の意思が尊重されるかどうかという点に敏感であった可能性がある。今後、被害にあったことのない女性における同意性交のプロセスもさらに追及する必要がある。また、重要なことは、同意性交に必要なことは、愛情のある関係性ではなく、拒否の意思を尊重される関係性だということである。今回のイ

ンタビューではパートナー間の同意のある性交が語られたが、それはパートナー間で意思を尊重される場合が多いためであると考えられる。

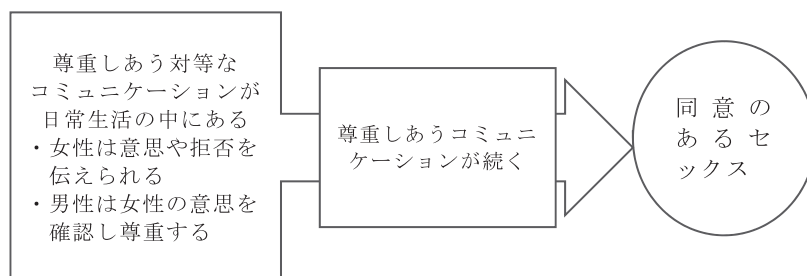


図2. 同意のある性交のプロセス

6. 結論

本研究では、暴行脅迫のない典型的な不同意性交とは、日常的な上下関係、力関係の圧力から、抵抗できない、逃げられない、拒否を伝えられない状態に陥れられ、追い込まれる形で発生する性交であることが示された。対照的に、同意性交とは、女性が意思を尊重されていると認識でき、自由に拒否を伝えられる、互いを尊重しあう対等な関係性の上で行われる性交であることが分かった。性交における同意・不同意とは、拒否を伝えられる関係、日常的に意思を尊重される関係ではじめて、相手に伝えられるものであった。

力関係のもとでの不同意性交は、#me tooはセクシャルハラスメントの問題の中でも言われている。本研究はそれをさらに深く掘り下げ、力関係によって逃げ道をふさがれていくエントラップメントのプロセスが存在すること、性交のその時のみならず、それ以前の関係性のあり方が重要な要因であることが明らかになった。この知見は、同意をめぐる社会の理解を深める一助になるであろう。

さらに、日本の刑法改正における不同意性交の議論においても、本研究の知見は重要な貢献を果たすと考えられる。不同意の意思表示を問う場合、当事者は抵抗をしていない、不同意を明言していないことが多く、不同意性交の立証が難しく、「不同意を基準には性暴力を定義できない」とされてきた。しかし、性交に至る前の「関係性の持ち方」を基準に、真の同意が可能だったか否か、拒否を伝えられる関係であったか否かを判断することで、不同意性交がより明確になる。今後、暴行脅迫要件について議論する際には、上記の視点を取り入れる必要があると考えられる。

本論文では性暴力発生プロセス及び被害認識について暫定的な概念図の提案と説明を試みた。今後さらに分析を重ねて結果をより精緻化し、背景に存在する社会規範やジェンダー規範、文化的要因等についても考えていく必要がある。また、本研究は女性のみを対象としたが、異なるジェンダーでは不同意性交や被害認識の異なる様相が存在する可能性もあり、対象を広げていく必要もあるだろう。

7. おわりに

本研究は、文部科学省科学研究費補助金（17K04441）を使用して行われた。

貴重な経験を、社会のためにと語ってくださった研究協力者の皆さま、当事者として研究に様々な示唆を与えてくれた一般社団法人Springの当事者の皆さんに、最大限の感謝を申し上げたい。また、分析のアイデアを出された金田智之さん、ポスターの図の作成を担当くださった高野歩さん、研究に貴重な知見を与えてくれた鈴木萌さん、そのほか研究チームのメンバーの協力の上で、この研究が実施された。心より感謝申し上げる。

引用文献

- 安藤久美子・岡田幸之・影山隆之・飛鳥井望・稲本絵里・柑本美和・小西聖子. 2000. 「性暴力被害者のPTSDの危険因子：日本におけるコミュニティサーベイから」.『精神医学』, 42, 575-584.
- Bacchus, L.; Mezey, G.; Bewley, S. A. 2006. Qualitative Exploration of the Nature of Domestic Violence in Pregnancy. *Violence Against Women*, 12, 6, pp588-604.
- Burgess, A.W.; Holmstrom, L.L. 1980. Rape typology and the coping behavior of rape victims. In *The Rape Crisis Intervention Handbook*. Editor McCombie, S.L. New York, Plenum, Pp27-42.
- Charmaz, K. 2014. Constructing grounded theory 2nd edition; *SAGE Publications Ltd*; London, UK.
- Deuba, K.; Mainali, A.; Alvesson, H.M.; Karki, D.K. 2016. Experience of intimate partner violence among young pregnant women in urban slums of Kathmandu Valley, Nepal a qualitative study. *BMC Women's Health*, 16, 11.
- Devries K.; Mak JYT.; Child JC.; Falder G.; Bacchus L.; Astbury J.; Watts C. 2014. Childhood sexual abuse and suicidal behavior: a meta-analysis. *Pediatrics*, 133, 5, e1331-1444.
- Edin, K.; Nilsson, B. 2013. Between desire and rape – narratives about being intimate partners and becoming pregnant in a violent relationship. *Global Health Action*, 6, 20984.
- Harned, M. 2005. Understanding Women's Labeling of Unwanted Sexual Experiences With Dating partners a qualitative analysis, *Violence Against Women*, 11, 374-413.
- Hornle, T. 2017. The New German Law on Sexual Assault and Sexual Harassment. *German Law Journal*, 18, 6, pp1309-1330.
- 法務省, 2015. 『性犯罪の罰則に関する検討会とりまとめ報告書』.
<http://www.moj.go.jp/content/001154850.pdf>. (2018年8月22日参照).
- ヒューマン・ライツ・ナウ, 2017. 『刑法の性犯罪規定の改正についての声明』, <http://hrn.or.jp/wpHN/wp-content/uploads/2017/03/d0933f4e4cfd6a8317509d69bc1312ab.pdf>. (2018年8月22日参照).
- 警察庁, 2018. 『平成29年度犯罪被害類型別調査報告書』.
- Legislation. Gov. UK, Sexual Offences Act 2003.

- <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/42/contents> (2018年10月20日参照)
- Marx, B.P.; Forsyth, J.P.; Gallup, G.C.; Fusch, T.; Lexington, J.M. 2008. Tonic Immobility as an Evolved Predator Defense: Implications for Sexual Assault Survivors. *Clinical Psychology Science Practice*, 15, pp74-90.
- Moler, A.; Sondergaard, H.P.; Helstrom, L. 2017. Tonic immobility during sexual assault – a common reaction predicting post-traumatic stress disorder and severe depression. *Acta Obstet Gynecol Scand*, 96, pp932-938.
- Silverman, D.C.; Kalick, S.M.; Bowie, S.I.; Edbril, S.D. 1988. Blitz rape and Confidence Rape: A Typology Applied to 1,000 Consecutive Cases. *American Journal of Psychiatry*, 145, pp.1438-1441.
- 島岡まな, 2017. 「性犯罪の保護法益及び刑法改正骨子への批判的考察 (井田良教授退職記念号)」. 『刑法法学』, 37, pp19-37.
- Suarez, S.D.; Gallup, G.G. Jr. 1979. Tonic immobility as a response to rape in humans A theoretical note. *Psychological Record*, 29, pp315-320.
- 鈴木萌, 大澤祥子, 「性暴力について考える前に知っておきたい「同意」の話」, 『Huffpost ニュースサイト』 <http://www.webcitation.org/71rdjU3SE> (2018年8月22日参照).
- WHO. 2002. Chapter 6. Sexual violence. In *World report on violence and health*. pp.147-183, http://www.who.int/violence_injury_prevention/violence/world_report/en/ (2018年8月22日参照).
- . 2010. Violence prevention: the evidence. http://www.who.int/violence_injury_prevention/violence/the-evidence/en/ (2018年8月22日参照).
- , 2013a. Department of Reproductive Health and Research, London School of Hygiene and Tropical Medicine, South African Medical Research Council.; Global and regional estimates of violence against women: Prevalence and health effects of 12 intimate partner violence and non-partner sexual violence, <http://www.who.int/reproductivehealth/publications/violence/9789241564625/en/> (2018年8月22日参照).
- . 2013b. Responding to intimate partner violence and sexual violence against women: WHO clinical and policy guidelines, <http://www.who.int/reproductivehealth/publications/violence/9789241548595/en/> (2018年8月22日参照).
- . 2014. Health care for women subjected to intimate partner violence or sexual violence: A clinical handbook - Field testing version. <http://www.who.int/reproductivehealth/publications/violence/vaw-clinical-handbook/en/> (2018年8月22日参照).
- Yuko Otake, 2017. Chapter 3: Narrative Ethnography in a Politically-sensitive Field. Life Goes On: Psychosocial Suffering from war and healing pathways in northern Rwanda. PhD thesis, London School of Hygiene & Tropical Medicine.
- , 2019. Suffering of silenced population in northern Rwanda. *Social Science & Medicine* (in press).

What is ‘consent’ for women? Exploring the processes through which sexual violence happens from a women’s point of view

SAITO Azusa and OTAKE Yuko

Abstract

Whether ‘sex without consent’ should constitute the legal definition of sexual violence instead of the ‘assault or intimidation requirement’ has been discussed extensively in Japan. Applying qualitative methods, we conducted thematic analysis on oral and written narratives of consensual and non-consensual sex obtained from 30 Japanese women. Findings suggest that non-consensual sex most typically happen through ‘entrapment’, referring to the process through which the perpetrator exploits an unequal power relation in everyday life and corners the victim into a situation where she cannot resist, escape, or express refusal.

Keywords

Keywords: women, sexual violence, rape, sexual consent